

預かり財産の私的流用事件について

(会長声明)

平成24年2月29日

沖縄県司法書士会

会長 崎間 敏

本年1月初旬に報道されました当会元会員による成年後見業務に関する流用事件につきまして、元会員は業務上横領容疑で本日逮捕されました。

すでに、元会員に対し、当会は注意勧告処分を行い、監督官庁である那覇地方法務局からは業務禁止の懲戒処分がなされております。

司法書士は、その職務上依頼人の権利の保護に寄与するべく高度な職業倫理に基づき公正かつ誠実な職務遂行が求められています。当会としては、これまでも会員に対する研修・指導を鋭意行ってきたところではありますが、今回の事件を重く受け止め、再発防止のため倫理研修等を一層強化するとともに、司法書士制度に対する信頼回復に努める所存であります。

関係者の皆様をはじめ、関連機関及び社会に対し多大なご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。